別紙

令和８年度岩手県失語症者向け意思疎通支援事業業務委託仕様書

（目的）

第１　本事業は、失語症者の日常生活の在り方を理解し、意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得した失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、日常生活上の外出場面にて意思疎通の支援を行うことにより、福祉の充実を図ることを目的とする。

（期間）

第２　委託期間は、以下のとおりとする。

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

（場所）

第３　実施場所は、岩手県とする。

（内容）

第４　委託内容は、以下のとおりとする。

（１）　研修・派遣の企画、募集及び運営全般

（２）　講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整

（３）　研修・派遣の実施

（４）　研修・派遣に係る消耗品等の準備

（５）　その他研修・派遣に関する業務

（講師）

第５　研修講師は、厚生労働省主催「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」の修了者等を中心とする。

（その他）

第６　第４に掲げる委託内容の実施方法は、別紙に定める。

また、この仕様書及び別紙に定めない詳細については、随時県と協議の上、実施すること。

別紙

別 紙

1　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

(1)　養成研修対象者

受託者が適当と認めた者

(2)　実施方法

①　研修時間

9日間（42時間）

②　内容

失語症概論に関する講義	２時間
失語症のある人の日常生活とニーズに関する講義	１時間
意思疎通支援者とは何かに関する講義	0.5時間
意思疎通支援者の心構えと倫理に関する講義	0.5時間
コミュニケーション支援技法に関する講義	４時間
コミュニケーション支援技法に関する実習	18時間
外出同行支援に関する講義	１時間
外出同行支援に関する実習	８時間
派遣事業と会話支援者の業務に関する講義	１時間
身体介助の方法に関する講義	２時間
身体介助に関する実習	２時間
失語症と合併しやすい障害に関する講義	１時間
福祉制度概論に関する講義	１時間

2　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立生活及び社会参加を支援するもの、もしくは、失語症者とのコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認める場合に支援者を派遣する。

ただし、営利活動、政治活動、宗教活動等に係る場合は、派遣しないものとする。